

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

2款5項1目 税務管理費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和4年度		令和3年度		増△減(4-3)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
17	固定資産評価審査委員会委員報酬	1,197	1,197	1,533	1,533	△336	△336	
—	税務事務人件費	8,923,096	1,994,904	8,968,836	2,101,766	△45,740	△106,862	
	計	8,924,293	1,996,101	8,970,369	2,103,299	△46,076	△107,198	

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	財政局	税制課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	2 款	5 項	1 目		
事業名称	固定資産評価審査委員会委員報酬					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	1,197	0	0	0	0	1,197
補助事業 単独事業						0
令和3年度	1,533	0	0	0	0	1,533
増△減	△ 336	0	0	0	0	△ 336

歳出		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算	事業費	2,079	1,197	1,197	1,197	1,533	1,197
	市債+一般財源	2,079	1,197	1,197	1,197	1,533	1,197
決算	事業費	840	189	1,008			
	市債+一般財源	840	189	1,008			

事業概要	<p>固定資産評価審査委員会の委員報酬を支出します。 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服を審査し、決定するために市町村に設置される行政委員会です。</p>								
事業開始年度	昭和25年								
根拠法令・方針決裁等	<p>地方自治法第180条の5第3項、地方税法第423条、436条、横浜市市税条例第66条、横浜市固定資産評価審査委員会条例及び規定、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p>								
事業目的・効果 (必要性)	<p>固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服を審査し、決定するために市町村に設置される行政委員会であり、地方自治法により、市町村に設置が義務付けられています。 本市では18人の委員が選任され、3人ずつの委員による6つの部会（合議体）で審査決定を行っています。委員は、市民や学識経験者などの中から、市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年となっています。 ・委員数：18名 ・部会当たりの委員数：1部会当たり3名 ・委員報酬：21,000円（日額）</p>								
根拠・データ等	<p>審査申出件数の実績 平成30年度（基準年度）13件、令和元年度（平年度）7件、令和2年度（平年度）14件 開催回数の実績 平成30年度（基準年度）2回、令和元年度（平年度）3回、令和2年度（平年度）4回 3年に1度の評価替え年度（基準年度。直近では平成30、令和3年度）は、平年度に比べて審査申出件数が増加する傾向にあります。 ※事業指標の「目標」は、過去の実績に基づく見込件数です。</p>								
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
審査申出件数	単位	目標	7	7	23	7	7	23	7
	件	実績	7	14					
開催回数	単位	目標	7	7	11	7	7	11	7
	回	実績	3	4					
	単位	目標							
	実績								
事業スケジュール	<p>①総会 必要に応じ委員長が招集（4月、3月頃） ②委員会 通年 ③研修 6月～7月頃</p>								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	固定資産評価審査委員会委員報酬	1,197	1,533	▲ 336	令和4年度が平年度のため減
細事業合計		1,197	1,533	▲ 336		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	企画係
	大塚 貴司	黒崎 雅道	橋本 学